

京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度実施要綱細則

(目的)

第1条 この細則は、**京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度実施要綱**（以下「要綱」という。）において別に定めることとされている事項及び要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

(個人の認定対象)

第2条 要綱第3条に規定する認定の対象のうち、個人が取り組む活動にあっては、京都の祭りや文化を支え、かつ、取り組みやすい本市周辺の産に由来する希少種（以下「保全対象種」という。）に関する生息域外保全又は持続可能な利用とし、別に定めるものとする。

2 前項に規定する活動に取り組む者は、第6条に規定する育成講習会を受講するものとする。

(申請方法)

第3条 要綱第4条に規定する別に定める方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体 必要事項を記載した京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度申請書（様式1－1）を市長に提出する。
- (2) 個人 必要事項を記載した京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度申請書（様式1－2）を市長に提出する。

(団体の認定)

第4条 要綱第5条第1項に規定する別に定める方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、学識経験者の意見を聴いたうえで、申請の日から起算して50日以内に、認定の可否を決定する。
 - (2) 市長は、前号の規定による認定の可否について、京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度認定通知書（様式2－1）又は京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度不認定通知書（様式2－2）により通知する。
- 2 前項に規定する学識経験者は、京都市環境審議会規則第3条第1項の規定に基づき設置された生物多様性保全検討部会の長が選任する者とする。
- 3 市長は、第1項の規定により認定した団体に認定証を交付する。

(個人の認定)

第5条 要綱第5条第2項に規定する別に定める方法は、市長が、次条に定める育成講習会の受講状況等を踏まえ、速やかに認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定の可否について、京の生きもの・文化協働

再生プロジェクト認定制度認定通知書（様式2－1）又は京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度不認定通知書（様式2－2）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により認定した個人に認定証を交付する。

（育成講習会）

第6条 要綱第7条第4項に規定する別に定める育成講習会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本制度の趣旨に関する内容の伝達
- (2) 保全対象種の育成方法に関する内容の伝達
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（申請事項の変更等）

第7条 要綱第8条に規定する別に定める方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度変更・廃止届出書（様式3）に必要事項を記入し、市長に提出する。

附 則

（施行期日）

この要綱細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱細則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱細則は、令和5年4月10日から施行する。

附 則

この要綱細則は、令和7年4月11日から施行する。